

# 青森県景観計画

## 第1 景観計画区域

青森県の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）の全域とする。

## 第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1 良好な景観の形成の基本目標

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本目標とし、良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成
- (2) 快適で活力に満ちた景観の形成
- (3) 「人にやさしい」景観の形成

### 2 良好な景観の形成の促進に当たっての基本的な考え方

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本的な考え方として、良好な景観の形成の促進を図るものとする。

- (1) 保全、創造、育成の面からの景観の形成
- (2) 県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成
- (3) 総合的、長期的な景観の形成

### 3 大規模行為に係る良好な景観の形成に関する基本的な事項

大規模行為（第3の1に規定する大規模行為をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項を考慮し、景観計画区域全域を対象に、積極的に良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 届出に対する勧告、命令等の適正な運用を図ること。
- (2) 大規模行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう関係団体等との十分な連携を図りながら、啓発及び事前指導を徹底すること。
- (3) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

### 4 公共事業等による良好な景観の形成の推進

公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、良好な景観の形成の先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。
- (2) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

### 5 援助及び啓発の実施

良好な景観の形成に関する県民及び事業者の自主的、主体的な活動を促すため、青森県景観形成基本方針に基づき、援助及び啓発の取組を行うよう努めるものとする。

### 6 良好な景観の形成に関する法令等の活用

良好な景観の形成に関する施策については、他の法令等との調整を図りながら、適正かつ効果的な運用を行い、総合的に良好な景観の形成を促進するものとする。

## 第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1 大規模行為

景観計画区域内における行為の制限の対象とする行為は、次に掲げる大規模行為とする。

大規模行為	規 模
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）若しくは移転又は右欄に掲げる規模を超える外観の変	建築物の規模にあつては、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとし、外観の変更の規模にあつては、建築物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積とする。

更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更													
<p>(2) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）若しくは移転又は右欄に掲げる規模を超える外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（エに規定する支持物に該当するものを除く。） ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物 エ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。） オ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物 カ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物 キ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ク 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ケ 自動車車庫の用に供する立体的施設 コ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設</p>	<p>工作物の規模にあつては、次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとし、外観の変更の規模にあつては、工作物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積とする。</p> <table border="1" data-bbox="798 465 1396 1097"> <tr> <td data-bbox="798 465 1037 504">アに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 465 1396 504">高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 504 1037 571">イ及びウに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 504 1396 571">高さ13メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 571 1037 609">エに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 571 1396 609">高さ20メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 609 1037 784">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 609 1396 784">高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 784 1037 990">カに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 784 1396 990">高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 990 1037 1097">キからシまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1037 990 1396 1097">高さ13メートル又は築造面積1,000平方メートル</td> </tr> </table>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イ及びウに掲げる工作物	高さ13メートル	エに掲げる工作物	高さ20メートル	オに掲げる工作物	高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル	カに掲げる工作物	高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル	キからシまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積1,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル												
イ及びウに掲げる工作物	高さ13メートル												
エに掲げる工作物	高さ20メートル												
オに掲げる工作物	高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル												
カに掲げる工作物	高さ（建築物と一体となつて設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル												
キからシまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積1,000平方メートル												

<p>サ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 シ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</p>	
(3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては3,000平方メートル、法面の高さにあつては5メートルとする。
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあつては3,000平方メートル、法面の高さにあつては5メートルとする。
(5) 土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生	土地の面積にあつては3,000平方メートル、法面の高さにあつては5メートルとする。

ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	
(6) 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源その他の物件の堆積 <sup>たい</sup> で、その高さ又はその用に供される土地の面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	高さにあつては5メートル、土地の面積にあつては1,000平方メートルとする。
(7) 水面の埋立て又は干拓で、当該行為に係る水面の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	水面の面積にあつては3,000平方メートル、法面の高さにあつては5メートルとする。

2 景観法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為

景観法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為は、前項の表第4号から第7号までに掲げる大規模行為とする。

3 大規模行為景観形成基準

大規模行為景観形成基準（景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要な制限をいう。）は、次のとおりとする。

区 分		基 準
共 通 事 項		<p>(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。</p> <p>(3) 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p> <p>(4) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p>
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	<p>(1) 地域のシンボルとなる山稜<sup>りょう</sup>近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線<sup>りょう</sup>を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(2) 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(3) 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。</p> <p>(4) 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を</p>

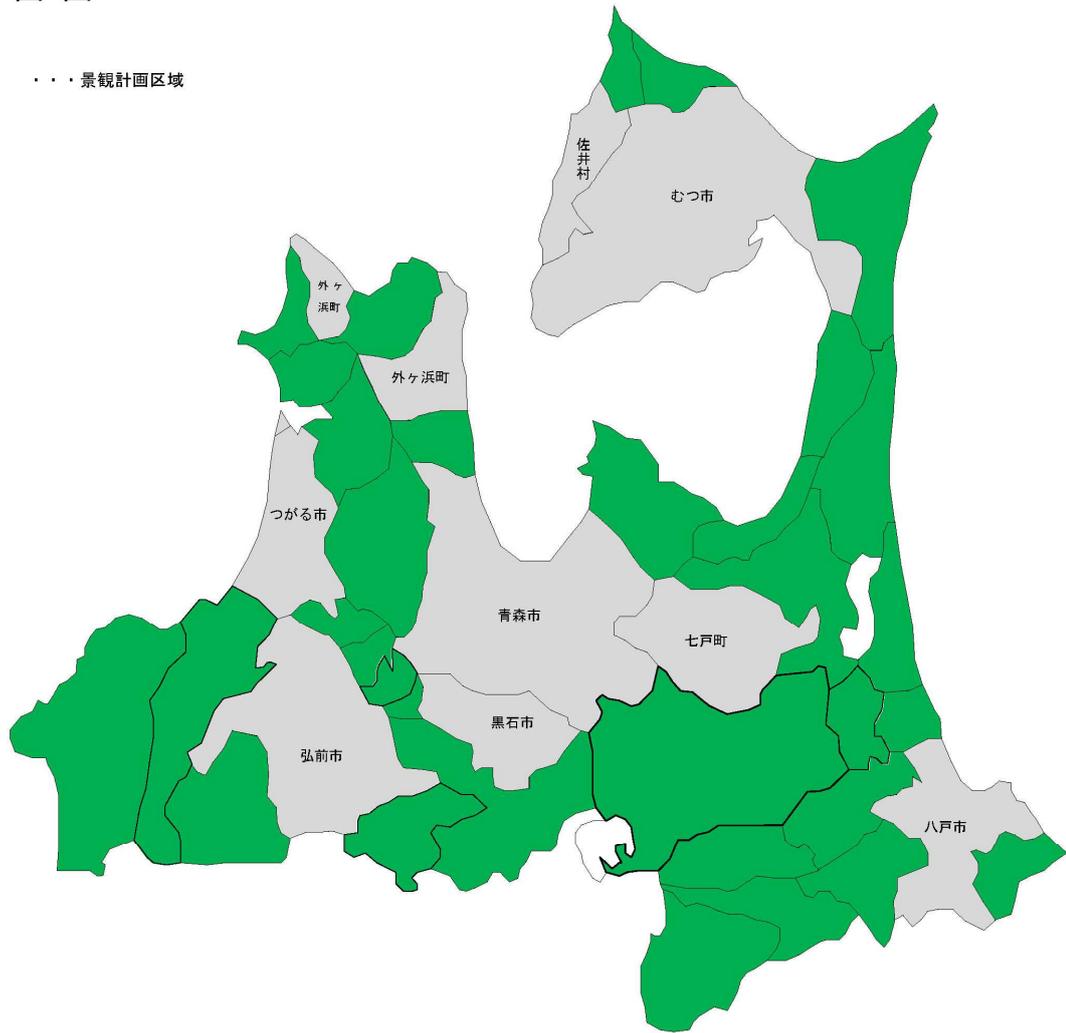
若しくは模様替 若しくは色彩の 変更		考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 (5) 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 (6) 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 (7) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
	素 材	(1) 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 (2) 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷 地	(1) 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 (2) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

	そ の 他	(1) 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。 (3) 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 (4) 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その他 土地の形質の変 更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土石の採取又は 鉱物の掘採	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	そ の 他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物 たい 件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	そ の 他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又 は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

# 景観計画図



・・・景観計画区域



※青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、佐井村の区域を除く青森県の全域